

平成29年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成29年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成29年12月13日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	平成29年12月13日	11時51分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永 るい子	出	7番	平古場 公子	出
	2番	竹下 泰信	出	8番	川下 武則	出
	3番	田川 浩	出	9番	久保 繁幸	出
	4番	坂口 久信	出	10番	末次 利男	出
	5番	江口 孝二	出	11番	下平 力人	出
	6番	所賀 廣	出			
会議録署名議員	1番	待永 るい子	2番	竹下 泰信	3番	田川 浩
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村 芳幸		福田 嘉彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	環境水道課長	峰下 徹		
	副町長	永淵 孝幸	農林水産課長	永石 弘之伸		
	教育長	松尾 雅晴	税務課長	藤木 修		
	総務課長	川崎 義秋	建設課長	浦川 豊喜		
	財政課長	西村 正史	会計管理者	大岡 利昭		
	企画商工課長	田中 久秋	学校教育課長	津岡 徳康		
	町民福祉課長	田中 照海	社会教育課長	野口 士郎		
健康増進課長	小竹 善光	太良病院事務長	井田 光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年12月13日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成29年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	7番 平古場 公子	<p>1. 給食センターの現況と今後の課題について</p> <p>今年9月から新しい給食センターが稼働しました。新鮮な町内産材料をふんだんに使い、主食の太良産米がおいしいと子どもたちにも好評です。そこで今後の課題として以下の質問をいたします。</p> <p>(1) 人手不足のため、日々雇用職員の募集をされていたが応募状況はどうか</p> <p>(2) 完全米飯になったことにより給食の内容はどうなったのか</p> <p>(3) 各学校への配送で何か問題は生じていないのか</p>	教 育 長
4	3番 田 川 浩	<p>1. 奨学金制度について</p> <p>本町では子育て支援策として、学校給食の無償化、出産祝金、入学祝金などの支給、また、定住促進策としてPFI方式による住宅建設にも着手している。これはそもそも人口減少問題に端を発している。そこでこの問題によりダイレクトな効果が期待できる「給付型奨学金制度」の導入について問う。</p> <p>(1) 人口減少の現状はどうか</p> <p>(2) 町内における高校卒業後の地元定着率、また大学卒業後などのUターン率はどうか</p> <p>(3) 近年の奨学金制度の利用実績、返済状況はどうか</p>	町 長 教 育 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	3番 田川 浩	(4) 鹿児島県長島町の「ぶり奨学金」のような給付型奨学金の導入は考えられないか	町 長 教 育 長
5	10番 末次利男	1. 水道事業の現状と課題について 少子高齢化による急激な人口減少の中で給水人口、給水量ともに減少の一途で歯止めがかからない状況にある。施設の老朽化は進み設備の更新や管路の整備等々、年々厳しい運営状況の中で公衆衛生の向上や生活環境改善のため安心・安全で清浄な水を各家庭に完全給水し、漏水・断水等々施設の保全と健全運営は課題が多いが町民等しく水道水の安定供給について問う。 (1) 水道事業・簡易水道事業・飲料水供給施設と民営は何施設あるのか (2) 民営施設（小規模水道施設）の維持・管理状況について (3) 民営施設（小規模水道施設）の町営移管について (4) 飲・雑施設への支援の拡充について	町 長
		2. 農業振興と有害鳥獣対策について 平成13年4月から制度開始された中山間地等直接支払交付金事業は中山間地等における耕作放棄地の発生防止に対しての交付金事業である。農業生産活動を継続的に行う農業者に対し交付し、集落の維持が図られていると思うが高齢化や担い手不足、鳥獣被害により加入面積、集落が減少しているが現状と課題について問う。 (1) 制度開始から交付状況の推移と実態について (2) 有害鳥獣の被害の実態と対策の拡充について	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	10番 末次利男	(3) 資源活用と処理(処分)への対応について	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の議事を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

12月12日、本会議2日目に引き続き一般質問を行います。

3番通告者、平古場君、質問を許可します。

○7番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

今年9月から新しい給食センターが稼働いたしました。新鮮な町内産材料をふんだんに使い、主食の太良産米がおいしいと子供たちに好評です。

そこで、今後の課題として、給食センターの現況と今後の課題について3点質問をいたします。

1点目、人手不足のため日々雇用職員の募集をされていましたが、応募状況はどうだったのか。

2点目、完全米飯になったことにより、給食の内容はどうなったのか。

3点目、各学校への配送で何か問題は生じていないか。

以上について質問をいたします。

○教育長（松尾雅晴君）

平古場議員の給食センターの現況と今後の課題についてお答えいたします。

1番目の、日々雇用職員の募集についてであります。10月に現在勤務している調理員の知人等をあたってもらい調理員の個別募集を行いました。応募がなく、続いて班回覧による町内一斉募集を翌11月に行いました。これにも応募がなかったため、11月中旬にハローワークに求人を出しました。現在のところ、これにも応募がない状況であります。

次に、2番目の完全米飯になったことによる給食の内容についてであります。旧給食センターにおいては、週1回はパンの日で、残りの4日は御飯を提供しておりました。新給食センターになって、完全米飯給食となりましたので、おかずは米飯に合うものを選んで調理しております。

また、自家炊飯となったことにより、従前のパンや米飯の購入費に比べ経費の節減効果が出ておりますので、おかずの食材の量や質を見直したり、デザートなどを1品追加するなどして、児童・生徒の喜びとなるように努めております。

次に、3番目の配送上の問題点についてであります。新給食センターとなり、給食配送用のコンテナが大型化し、以前よりも注意が必要になっております。

特に、大浦小・中学校の受け入れ口は、配送車の荷台の高さにあわせてデッキとなっております。そこに大型コンテナの積みおろしを行い、斜面を押し出して施設に搬入、搬出を行っておりますので、作業の安全面からは不安がございます。このことについては、早急な対応をしなければならないと認識しているところであります。

○7番（平古場公子君）

平成24年、太良町給食センター施設整備検討委員会第1回目が開催され、平成29年7月24日の落成式に至るまでの経緯を振り返りますと、各関係者の方、特に執行部の皆さんは眠れない日々が続いたであろうと思います。しかし、今では町民の方を初めたくさんの方々の理解もあり、どこの市町にも劣らないすばらしい給食センターが完成いたしました。11月26日の佐賀新聞社の子ども新聞の欄に、太良町産の食材がふんだんに使用された給食を食べている大浦中の生徒の様子が写真つきで大きく掲載されました。これです。

ちなみに、町長もおいしそうにここで食べられております。

中学生の生徒が、こんなに満面の笑顔を見るのはめったにないことです。給食費の無料化を基本として、さまざまな子育て支援をされていることは、県内はもとより県外でも子育て支援の町太良町としてかなり有名になっております。少子化対策としてもつながると思うので、今後とも続けていただきたいことを願っています。

それでは、まず1点目の、人手不足のため日々雇用の職員の募集をされていましたが、応募状況はどうだったかについてお尋ねをいたします。

先ほどの教育長の答弁で、いろんな方法で募集を行ってみたが、1人の応募もなかったとのことですが、率直に言って何が問題だと思われませんか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現在の求人に対しまして、応募がないという状況でございます。これにつきましては、応募の時期の問題もあるのかなとは思いますが、ほかのいろいろな面から考えまして、現在の調理員の待遇についても再考する必要性も視野に入れなければならないというふう

考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

私は、賃金の見直しの必要性が生じているのではないかと思います。現在、日々雇用の職員の賃金は給食センターで幾らなのか、また役場内の日々雇用の職員は幾らなのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

調理員の賃金は、現在日額6,300円でございます。役場の中の、事務補佐、事務筆耕の日々雇用の職員は、日額6,000円でございます。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

職種によって賃金の格差が生じるのは当たり前であって、特に給食センターで働かれている人は常に神経を使って働いておられます。

そこで、他の市町の状況がわかれば教えてください。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

先日、近隣の市町の状況を調査をいたしました。その結果でございますけれども、嬉野市が嘱託の職員という扱いで月額14万円の金額でございます。1年間良好に勤務をいたしますと、4,000円の昇給があるということで、2回か3回昇給が続いて、打ちどめが14万8,000円までということで聞いております。白石町が、日々雇用の扱いで日額6,800円でございます。それと、大町町が日々雇用の扱いで日額6,280円でございます。これにつきましては、日々雇用の職員以外に町の正職員が雇用されておりますので、うちの全員が日々雇用職員とは少し体制が異なっている状況であります。あと、鹿島市と江北町につきましては、給食センターは完全に業者委託ということになっておりますので、個々の賃金額につきましては調査が不明でございました。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

そしたら、ほかの市町としたら太良町が一番下ということになるということですか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

勤務の内容、仕事の内容については比較をしておりませんので、一概には申し上げられないと思いますが、近隣の市町の中では比較的安いと言わざるを得ない状況だと思っております。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

人手が足りないと、ほかの働く人の負担がふえてくるので、逆にやめる人が出てくるのではないかという、そういう可能性も十分考えられます。となると、大変なことになるので、思い切った賃金の見直しを検討していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

担当課長が申しあげましたとおり、県内の状況等々を調べさせた結果、我が町は、太良町は下位のランクだということで、一つ私も思うのは、春休み、夏休み、冬休みって休業なんです。だから、普通の一般の賃金とは見直す時期が来てるんじゃないかと、結局賃金は保障ですから。だから、新年度等々について、今私は財政等々に指示をしてるのは、一応近隣町村の状況を見ながら、上げる方向で検討をしようという指示を新年度予算でやっておるところでございます。

以上です。

○7番（平古場公子君）

たとえ1円でも、ガソリンスタンドに例えますと、向こうのガソリンスタンドはレギュラーで139円ということで、次の県外ですけど138円、1円の差で県外にまで行きます。10リッターで10円しか変わらないんですけど、1カ月にすればかなりの差になってくると思います。それが、人間としての本当の心情じゃないかと思います。たとえ1円でも上げてもらえば、そういった面で大きく影響してくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、夏休みの対策として何かとられてるのですか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

夏休みにつきましては、現在は給食の業務が夏休みが始まったら後片づけ、清掃、そして夏休み期間中は、基本的には研修などがない限りはお仕事はしていただいてないので、その間は無給になります。そして、夏休みが終わる前1週間程度は、また清掃作業から新しい新学期への準備ということで、また作業が発生するというようなことでございますので、夏休み丸々が無給ということはございませんが、夏休みのうちの大方の部分は賃金が今のところないというような状況でございます。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

夏休みの対策として、竹の子の先生に採用を優先的に職員さんを雇っているということを知ったんですけど、そういうことはないのですか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

学校教育課や給食センターのほうから、町のほうや社会福祉協議会のほうへの仕事へのあつせんというのは、特別には行っておりません。各個人の調理員さんが、それぞれお仕事を探されて応募をされて、その期間中はほかの仕事をしているという状況だと私は把握しております。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

町民福祉課長にお尋ねいたします。

この竹の子の里の指導者として、給食センターの人を優先的に使うということは考えられていないのでしょうか。今までは、そういうことはあったということを知っているんですけど。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

竹の子の里、いわゆる夏休み期間中の勤務ということでございますけども、済いません、個人的には給食センターの調理員の方が勤務をされておるといのは把握しておりませんが、確認をいたしたいと思います。

以上です。

○7番（平古場公子君）

とにかく、1人でも応募があるような対策を今後とも続けていただきたいと思います。

それでは、2番目の完全米飯になったことにより給食の内容はどうなったのかについて、教育長の答弁でよくわかりました。一つだけお尋ねをいたします。

パン食から米飯に変わって、1人に対して幾らぐらいの金額の差が出てきたのか教えてください。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

完全米飯になったことによって、パン食がなくなりました。これにつきましては、以前は週1回のパンと残りの日が御飯ということでございましたが、その御飯とパンは全て外注していたものを購入をしておりました。それを取りやめまして、自家炊飯に切りかえましたので、購入費と自家炊飯の差額というのが出ております。それを試算いたしますと、おおむねですけれども、25円から35円の間で差額が発生していると推計をいたしております。これは、原材料の差額だけで、電気代とかが自家炊飯の分でどれだけ電気代がかかったかというところまでは、ちょっと難しくて計算できなかったんですが、原材料だけで差額を見ますと、それぐらいの差額が出るというふうに推計をいたしました。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

なぜ質問したかといいますと、私は11月2日の学校教育視察で大浦中学校に行きました。昨年までは、中学生がこれだけで足りるのだろうかという思いで食べていました。しかし、ことしはえらいたくさんあって、おいしくて、残してはいけないと思えてやっとの思いで食べました。大変、量も多くありました。25円から35円の差のありがたさを、今つくづくと感じております。

それでは次に、3番目の各学校への配送で何か問題は生じていないかについて質問をいたします。

大浦小、大浦中の受け入れのデッキは、昭和何年につくられたんでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

実は、あそこの大浦小と大浦中の受入施設のデッキのことにつきましては、設計図が見当たらずに、何年だったのかというのがはっきりはわからないんですけど、恐らく校舎が建ったときとそう変わらない時期にできたであろうということから類推をいたしますと、大浦小学校は昭和45年、大浦中学校は昭和53年、そのあたりにあのデッキはできているはずだと思っております。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

特に、大浦小学校のコンクリートのデッキには、生徒を迎えに行ったときなんか、子供たちの安全が第一だから両方を見る余裕がなく、かなりの方が車をぶつけています。実際、そのような苦情は今まで出ていませんでしたか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

私が学校教育課にまいりましてからは、父兄の方々からのそういった苦情は受けておりませんが、大浦小学校のほうからは、学校の現場からは、これどうにかならないかなというような相談は数度受けております。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

自分が悪いですから、誰に言いようもないので、そのままずっと帰りますけど、何回もぶつけました。私一人じゃないと思います。ほとんどが、ことごとくして、それくらいのことはみんなあると思います。しかし、子供が優先ですから、そのところは皆さん大目に見てやっていると思います。ぜひ、取りかえが必要だと思いますので、お願いをいたします。

先日、雨が降っていましたので、小学校、中学校に搬入される時間に現場を見に行きました。両校ともかなり老朽化をしています。この1コンテナは何キロあるのでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

各学校によりまして、コンテナの大きさは一緒ですけれども、中に入っている給食の量は異なってまいります。大体、平均いたしますと1つのコンテナは300キロを超えます。大体、330キロぐらいが1つのコンテナの重さでございます。大浦中につきましては、1コンテナに全部おさめますが、全部おさめると400キロ近くになってしまうということで非常に危険ですので、これを2つに分けて配送をしております。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

300キロ以上もあるコンテナを、斜面を搬入するときは男性の方が上から引いて、女性の方が下から押して、それで搬入をされておりました。これがもしどちらかが足を滑らせたり転んだりするようなことがあったら、300キロものコンテナがどうなるのだろうと想像しただけでも大変な不安を感じて帰りました。職員さんは、毎日危険を感じながら取り組まれていると思います。教育長の答弁にもありました。ぜひ、早急な対応が必要だと思います。

最後に、町長にお尋ねいたします。

いずれ、何十年か先になるかわかりませんが、統廃合の問題も出てくると思います。しかし、現時点ではそうならないがために住宅をつかって若者を呼び寄せたり、全てにおいて子育て支援の充実に努めてもらっております。たとえ、少人数になろうとも、子供の安心・安全が第一だと考えますが、町長のお考えを聞かせてください。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、これは少子・高齢化で、たとえ1人の子供でも大事です。特に、こういうふうな田舎の子供さんというのはもう大都会以上に大切にしたいなというふうに思っております。だから、給食等どんどん栄養をつけていい体格を持つ子供に育ててもらいたいということと。

もう一つは、給食センターの受け入れについては、私の記憶では前町長当時に大規模改修等々を行ったわけですが、各学校の。その時点で、ある程度の受入施設の補強はしたつもりですけど。だから、昭和40数年後にまた幾らか手入れをしてそういうふうなことをやったということと、もう一つは今度リフト方式の配送手段になったものだから、ある程度これは調整がきくものだから、その受け入れがもうフラットでいいんじゃないかということで、結局最終的には取り壊していいんじゃないかというふうに思っているんです、受け入れは。フラットにして、そのままスライドで、そういうふうな検討もさせてみたいなというふうに思っておりますから、とにかく事故が起こる前に、300キロから400キロのそのコンテナが一気に加速した場合はどうなるかと、死亡事故につながりますから。それは早急に対応させていきたいな

というふうに思っております。

以上でございます。（「これで私の質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

4番通告者、田川君、質問を許可します。

○3番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従い質問いたします。

今回は、奨学金制度について質問いたします。

本年度、私が所属しています総務常任委員会では、所管事務調査といたしまして、町内の高齢者福祉施設を視察いたしました。そこで、どの施設でも言われたことが、介護職員の確保が難しいということでした。それも、なるべくなら若い職員をなるべく確保したいということでありました。これは、将来的な問題ではなく現在の問題であります。

この問題に取り組んでいます全国の自治体の中を見ても、この問題に有効な施策としましては、奨学金の給付ぐらいしか見当たりません。

また、本町には人口減少という課題もあります。今回、そういった課題を解決できる取り組みとしまして、新しい形の給付型奨学金制度について質問をしたいと思います。

実は、このテーマにつきましては、ことしの3月議会におきまして待永議員が1度質問をされています。その後、どう検討されたかと私が9月議会時に質問しましたが、検討されていないようでしたので、再度、今回は詳細な説明も加えながら提言をしたいと思います。

それでは、通告書を読みます。

本町では、子育て支援策として学校給食の無償化、出産祝金、入学祝金などの支給、また、定住促進策としてPFI方式による住宅建設にも着手をしております。これは、そもそも人口減少問題に端を発しているものと思います。

そこで、この問題によりダイレクトな効果が期待できる給付型奨学金制度の導入について聞きたいと思います。

1点目、人口減少の現状はどうか。

2点目、町内における高校卒業後の地元定着率、また大学卒業後などのUターン率はどうか。

3点目、近年の奨学金制度の利用実績、返済状況はどうか。

4点目、鹿児島県長島町の、ぶり奨学金のような給付型の奨学金の導入は考えられないか。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

○町長（岩島正昭君）

田川議員の奨学金制度についてお答えをいたします。

まず、1番目の人口減少の現状についてでございますが、議員御承知のとおり、太良町の

人口は昭和30年のピーク以降減少し続けております。過去5年間の人口動態の状況を見ますと、出生者数250人に対し死亡者は751人となっており、死亡者数が出生数を上回っております。転入、転出者数につきましては、転入者数1,013人、転出者数1,465人となっており、毎年転出者数が転入者数を上回っている状況でございます。

次に、2番目の町内における高校卒業後の地元定着率、大学卒業後のUターン率につきましては、現在のところ把握できておりません。

以上でございます。

3番目以降の質問につきましては、教育長に答弁をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○教育長（松尾雅晴君）

3番目の、奨学金制度の利用実績、返済状況についてであります。過去3年間の新規申し込み実績を申し上げます。

平成27年度1名、平成28年度5名、今年度1名であります。

返済状況につきましては、現在21名が返済中で、うち4名が滞納状況にあります。

滞納金額は、4名で合計100万8,000円となっております。

次に、4番目の給付型奨学金の導入についてであります。御提案の通り奨学金制度は、奨学金という名称が用いられていますが、債務者は保護者であり教育ローンを返済する家計を補助する制度であります。

補助の要件は、債務者の子弟が卒業後に地元に住居と住所を設定することです。御提案の施策は、現在国が進めている高等教育の無償化施策と大きくかかわってまいります。今後の国の施策のかじ取りいかんによっては、家計に占める教育費の割合が大きく変わってまいりますので、施策の効果が発揮されるかどうかを見きわめる必要があると考えます。

また、従前から実施しております給付型奨学金とのバランスも考慮しながら慎重に検討すべきと考えております。

○3番（田川 浩君）

それでは、おのおの聞いていきたいと思っております。

まず1点目の、人口減少の現状はどうかということについてですけれども、人口について述べる場合、まず5年に1回調査されています国勢調査の人口の数と住民基本台帳に基づいたもの、この2つがあると思うんですけれども、国勢調査では前は平成27年に調査されました。その前の5年前、平成22年からの変化を見ますと、本町の人口が9,842人から8,782人と1,060人の減少があったと。大体、年間200人ペースで減少しているということになりますけれども、今町長申されましたけど、これは何に基づいたものであるか、住民基本台帳に基づいたものであるんでしょうか、もう一遍、ここの5年間の推移はどうなってるか聞かせてもら

えますでしょうか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

住民基本台帳の5年間の減少状況ということでございます。

国勢調査の5年間に対応して数値を調べましたところ、23年10月、これが1万123人から、28年10月までで9,197人と926名5年間で減少しております。年平均にしますと、185人となります。そういう状況でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

年間185人ほど減っておられると。これで、自然減と社会減についてはどうでしょうか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

自然減ということで、いわゆる出生と死亡という数でございますが、先ほども町長答弁のとおり、5年間出生が250名、死亡が751名ということで、差し引きますと501名となります。割り返しますと、年に100名程度となります。それと、社会減ということでございますが、これは転入、転出の数ということで報告しますと、町長答弁のとおり、転入が1,013名です。転出が1,465名ということで、差し引きますと452名と。5年間ですから、割り返しますと約90.4人が社会減という状況でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

出生と死亡の差です。それで、大体年間100人ぐらい減っておられると。そして、転入者と転出者の差です。これは、社会減といいますか、それで大体90名ほど減ってるということだと思います。

それで、2点目の町内における高校卒業後の地元定着率、また大学卒業後などのUターン率はどうかという問題ですけれど、これについては把握してないということでございました。なかなかこういう数字をつかむのが難しいかもしれませんが、大体私は私なりにイメージをつかむために、私ができる範囲ですが、大まかに調べてみました。

まず、すぐできること。私の同級生で地元に残っている数。私は50代ですので、50代の場合127人分の45人で約35%。それで、年代が違う知り合いにも頼んで調べてみました。40代の方、これは多良地区になるんですけれど、124人分の40人で約32%。それで30代、これも多良地区になりますが、70分の24人で約34%ということでした。おおよその数字になりますけれど、大体町内で育った方の、生まれて育った方の30から35%ぐらいが、結果的に地元に残っているということになると考えます。今のこの人口減少の問題を幾らかでも抑制していくためには、常識的に考えれば大きく2つの方法があると思っております。

1つは、まず町外からの転入者をふやすということ。

それともう一つは、町内からの転出者を減らすということだと思います。

先ほどの地元定着率といいますか、大ざっぱな数字ですけど、30から35%ぐらいという数字を少しでも上げていくということではないでしょうか。もともと、この町で生まれた方々の転出を減らすという、そういう視点での施策の一層の充実が求められているのではないかと考えております。

それで、3点目の近年の奨学金制度の利用実績、返済状況はどうかという点についてですが、教育長の答弁で3年間で新規のほうで7人ですということでした。これは、貸し付けのほうだと思うんですけど、本町にはそういった無利子ですけれども返済が必要な奨学金と、返済しなくていい給付型の奨学金があると思うんですけど、それで返済しなくていい給付型の奨学金について聞きますけれど、これは農林、漁業の後継者が水産講習所や農業大学に通うことで給付されると聞いています。これ、金額は幾らなんでしょうか、どうでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

年額7万8,000円以内という規定になっております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

それでは、その給付型奨学金のここ3年間ぐらいの利用者数はどうなっていますでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

過去3年での実績につきましては、平成26年度の1件のみでございます。この分は、水産講習所の就学分でございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

水産講習所の1件のみということでした。

それで、給付型ともう一つのほう、無利子の貸付型奨学金は、貸付額というのは幾らに決まってるのでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

高校で24万円以内、それで入学時は10万円の加算が行われることになっております。

大学等につきましては、48万円以内、入学時は20万円の加算が行われるということになっております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

それでは、育英基金の昨年末での現在高、これは幾らあるんでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

育英基金につきましては、昨年度末の現在高は9,608万2,431円でございます。

内訳といたしましては、貸付金といたしまして1,040万4,500円、保有の現金が8,567万7,931円という内訳になっております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

育英基金の昨年末での現在高は、約9,600万円ぐらいということでした。

それで、育英基金を貸したりするときの審査と回収です。これは、誰がどうやってやっているのか、これはどうなっているんでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

育英資金の貸付給付の対象審査につきましては、太良町育英学生審査会というもので審議をいただいて審査を行っているところでございます。回収につきましては、学校教育課の職員が回収を行っております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

それでは、貸し付けたのはいいですけど、予定どおり返済されていないという、そういう案件はございますでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

教育長の答弁にもありましたとおり滞納はございますが、全く無返済、全く全然払っていただかないという方はいらっしゃらなくて、滞納されておられますが、少しずつでも工面をされてお返しをされておられるという状況で推移をしておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

わかりました。

それでは、次に4点目の鹿児島県長島町のぶり奨学金のような給付型奨学金の導入は考えられないかについて質問をしていきたいと思っております。

鹿児島県長島町は、人口約1万人、ブリの養殖や畜産が盛んな町で、中学校の生徒数が1学年約100人であり、少子・高齢化、また人口減少の課題があるという点におきましても、

本町にとってもよく似た町であります。その長島町が、昨年度よりユニークな独創性のある返済の義務がない給付型奨学金制度を行っておられます。回遊魚であるブリにちなんで、その名前もぶり奨学金と名づけられております。

まず、この奨学金について説明しますけれど、まずこの奨学金制度は、町と地元の金融機関、それと地元の企業が力を合わせてつくられたものであります。

まず、町と地元企業がお金を出し合って基金をつくります。次に、地元の金融機関に通常より低い金利で教育ローンを出し合ってもらいます。それを、学生さんがいる家庭の保護者に利用してもらいます。その保護者の子弟の学生さんが学校を卒業して10年以内に地元に戻ってきて、かつその借りたローンを10年以内に返済し終わると、町からのそのローンの元金を、返したときです、銀行にです。返してから、その後10年にわたって10分割で補填するという仕組みであります。もし、10年以内に戻らなくても、その利子分だけは補填するという、そういった奨学金になっております。

もう一つ、詳しく説明しますと、まず基金ですけれど、長島の昨年の例でいいますと、まず去年初年度でしたけど、町のほうで1億円、これを積みます。それで、それにふるさと納税にそういうコースがありますので、そこから4,000万円。そして、地元企業から600万円。合計1億4,600万円を積み立てたそうです。

地元企業からといいますのは、さっき言いましたように、養殖ブリが盛んなところですので、年間200万本以上出荷をされるということで、1本につき大体1円ということで200万円以上の寄附がくると。あと、これは長島町自体で、町民全部でそういった奨学金にかかわってこうと、育てていこうということですので、例えば地元の居酒屋さんで生ビール1杯出たら1円とか、そういった形でいろいろな企業さんがそういった寄附に、出資に加わっておられて、そういったものを集めて約600万円になったということでもあります。

それで、初年度は町の1億円がありますけれど、ことしから、2年目以降はその1億円は除きまして、ふるさと納税と地元企業からの4,000万円から5,000万円ぐらいの金額が毎年積み立てられていくという計算になるそうでございます。

それでは、その地元の金融機関です。鹿児島相互信用金庫というところですが、ここにまず通常より低い金利、1.5%という低い金利で教育ローンをつくってもらいます。そして、それを利用してもらいます。貸付額は、大学、専門学校生で月5万円、高校生で月3万円と。4年制の大学の場合、月5万円ですので、年間60万円の4年間で240万円に、その1.5%の金利を加えた額になるというのを貸し付けられるようになると思います。ちなみに、限度額というのは医学部とかありますので、500万円となっております。

それで、そのローンを学校卒業したら返すことになるんですけど、それは先ほど言いましたように、10年以内に返してもらわなきゃいけないと。それで、10年以内に返ってきてもらったら、翌年から10年間にわたってそのローンの元金を補填すると。さっきの例でしたら、

240万円と金利分を補填するという仕組みだそうです。その補填する期間の10年のうちに、何らかの理由で町外に転出するという場合は、その方が町内にいた年数だけ補填すると。例えば、さっきの例でいいましたら、例えば2年間で転出された場合は、1年24万円ですから48万円ですね、金利分は全部補填しますけれど、そういったふうになるそうです。

この奨学金の画期的な点といいますのは、私感心したんですけれど、まず貸し付けにおける審査と回収は地元の金融機関がやります。先ほど、本町の場合は審査会で審査をしてみると。回収のほうは、教育の職員がやると、担当課長がやるということでしたけれど、これはプロの金融機関がやってくれるということです。それと、町単独ではなく、今言いましたように、地元の金融機関や地元企業との共同事業であるということ、それと地元企業等を通して町民もこの事業に参加できるということ、こういったことが画期的な点だと私は思っております。

こんな独創的な奨学金なんですけれど、今その長島町に続けとばかり、長島町と交流のある富山県の氷見市、それと群馬県の下仁田町でもこれをベースにした奨学金が今年度より創設をされております。富山県の氷見市は、今の季節おいしい寒ブリで有名ですので、ぶり奨学プログラムという名前、下仁田町は下仁田ネギということで有名ですので、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金という名前でやっているそうであります。

ただ、長島町のシステムをそのまま全てまねるということではなく、例えば氷見市であれば、氷見市は人口約5万人の市ですので、対象は高校生というのは外しまして、対象者は富山とか石川県以外に通う大学、短大、専門学校、または高専の4年、5年生を対象としておられます。それぞれの市町の実情に沿ってつくりかえられているということでありまして。

教育長の答弁のほうで、現時点で新しい奨学金の導入についてはと、国の方針と従来の給付の奨学金等を考えながらと、検討したいということでした。

確かに、本町の奨学金につきましても、昨年度より貸し付けに関しては金額の増額や加算金の創設、また償還期間の延長など、いろいろな借りやすいような改正がされておりますけれど、基本的な仕組みとしては、昭和39年に創設されたときのままであります。39年といいますと、私が生まれた年です。もう53年もたつと思います。それに、給付型奨学金の利用件数も聞きましたけれど、最近では平成26年の1件だけということで、そう多くはないということになってると思います。

もうそろそろ、今の時代に合ったといいますか、今の太良町の現在の課題に即したような奨学金制度導入を、まずは研究、検討から、それだけでも始めたらいいかないかと思っておりますけれど、教育長はどう思われるのでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

慎重に検討させていただきたいと思っております。

○3番（田川 浩君）

慎重に検討させていただきたいということでありました。

それで、この奨学金の問題は教育だけの問題でなく、子育て支援や定住促進、そういった面も含まれてると思いますので、町長にお尋ねをいたします。

まず、私はこの奨学金を導入することによりまして、5つのメリットがあると考えています。

まず、何より地元の定着率、Uターン率が上がること。子育て支援になり、負担を軽減できるということ。現在、町がやっている奨学金の審査と回収です、これを金融機関がやってくれるということ。ふるさと納税の寄附のアップにつながり、かつ有効な使い道になるということ。最後に、マスコミに出ることにより、本町の注目度が上がるということです。

まず、この奨学金制度は、帰ってこなければ元金の給付を受けられないという条件付きの奨学金制度ですので、もちろんUターン率のアップにつながるんだろうと思っております。

次に、子育て支援の軽減負担ですけれど、お子さんを大学にやろうかどうかと迷っておられる方の後押しとなると思っております。

それで、また現在町のほうでやっております貸付審査とその回収ですけれど、これを地元の金融機関とタイアップすることによって、プロにやってもらうことができます。町にとっても、今までの仕事をアウトソーシング、外注に出すことができるんです。その分、ほかの仕事に使う時間というのも余裕もできてくるのではないのでしょうか。地元の金融機関、具体的に言いますと、佐賀西信用組合さんにはことしの初めにもう既に話をしております。先方さんも、前向きな回答をもらっております。協力についてはです。

それで、ふるさと納税の件ですけれど、長島町ではふるさと納税の使い道の一つに、ぶり奨学金基金に関する事業というコースがあります。本町も、いろいろ教育のコースですか、観光のコースとかいろいろありますけれど、こういった奨学金のコースを導入することによりまして、それが新たなふるさと納税の目玉になるんじゃないかということができると思います。先ほど申しましたように、長島町では昨年度は4,000万円。4,000万円の金額をこの奨学金に積み立てたそうであります。ふるさと納税、本町好調でございますけれど、本町でも毎年それぐらいの積み立てができるのではないかと私は考えております。

ことし9月に、実は総務省から要望の書簡が総務大臣、野田聖子大臣名で各市町に届いてると思いますけれど、その内容の中に、ふるさと納税の寄附金の使い道を地域に応じて工夫し、活用する事業の趣旨や成果をできる限り明確にすることという旨の文があったと思います。これは、今どの市町も寄附額のかなりの割合が基金に積まれて、その使う目的が大枠でしか決定されていないので、その活用方法を明確にしてくれということだと思います。

財政課長に聞きますけれど、こういった書簡というのは届いてるのでしょうか、どうでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

先ほどの総務大臣書簡ですけれども、私のほうでも把握しているところでございます。

もう一点の、使途ということでございますけれども、もう御存じのように、太良町のふるさと納税のサイトを見ていただければ、選べる使い道ということで、それぞれのコースの中に、使途としての事業、それから説明等も掲載してるところでございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

今、ふるさと納税の寄附金といいますのは、特例控除の適用になってはいますが、これも私の推測ですが、いつまでそういった特例の対象になるのかというのを私は心配ですので、なかなかその使い道のほうを明確に決めておいたほうがいいと思っております。

最後に、5点目のマスコミの露出による注目度が上がるということですが、実は長島町はこの、ぶり奨学金などのこともあり、マスコミへの露出度というのが全国でもトップクラスの回数を誇るそうであります。この間、視察に行ったときは、福岡市よりうちのほうが多いと自慢をされていたほどであります。施策といいますのは、ほかの自治体よりも早く実施をすることによってその注目度が上がります。本町の給食費の無償化というのが、そのいい例ではないかと思っておりますけれども、本町も最近ではイギリスから、外国からいろいろな子育て支援について視察に来られたということでありますけれども、こんなことをまた奨学金をやりましたら、今度はフランスからでも取材が来るんじゃないかと思っておりますけれども、今以上に注目される自治体にはなるのではないのでしょうかと思います。

それで、いろいろるる申し上げましたけれども、この奨学金の導入についての町長としての意見を聞きたいと思いますが、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

○町長（岩島正昭君）

議員さんからいい提案をさせていただいておりますけど、この前の総務常任委員長の報告書を見させていただいたわけですが、鹿児島県につきましては産業形態が、だって太良のは1次産業は70%ですけど、この団体は1次産業20%と、それで2次産業は30%、3次産業は50%ということで、結局企業等々がその地区には多いんじゃないかということで、当然就職率もうちと比べれば割とパーセント的には分がいいんじゃないかというふうに思っておりますけど。全国的に少子化人口減対策でいろんな形をやってはおりますけども、これは議員、先ほどから何年も前からこの教育奨学金制度はできているものですから、総合的に今の時代に合った貸付方法を今後また検証しながら、なるべくいい方向で検討してみたいなというふうに思っております。

それと、人口減少につきましては、本当にどんどんどんどん減っておりますけども、これは各議会、行政等々が一生懸命になってもたかが知れとるところは、太良町全体で太良町のいいアピールをして、太良町はこういうふうなとだからどんどんおいでくださいというふうな全国的なアピールも必要じゃないかというふうに思っておりますから。これはもう、うちの

職員だけでというたらちょっと無理な、職員数も少ないもんだから、これは専門業者等々を委託して、そういうふうな太良町のアピールも必要じゃないかというふうに思っております。

給食費等、一部等々ですから、全体の太良のよさを全国的にアピールしたいなというふうに思っております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

了解いたしました。

とにかく、この政策を実現する要素の財源、また協力体制も私は整っているものと思っていますので、後は十分調査研究をしてもらいたいなと思っております。そのまま、このぶり奨学金というシステムをまねるのではなく、さっき言いました氷見市のように、その市町の実情に即したような感じでカスタマイズしてやっていただければいいのではないかと考えております。

そして、地元定着率やUターン率が上がりまして、福祉施設の職員の確保や人口減少という課題が少しでも解決に向かうように、この制度が検討されますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上であります。ありがとうございます。

○議長（坂口久信君）

これで4番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

平古場議員の質問に対して、町民福祉課長が調査したってなことで報告がっておりますので、町民福祉課長、答弁させます。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

平古場議員の1点目の日々雇用職員の募集の件で、夏休み期間中の竹の子の里事業についての確認でしたけども、平成28年度に竹の子の里職員の募集があったときに3名さん応募されて、28年度はそこで仕事というか竹の子の里事業に従事されております。3名さんの実績がありました。

以上です。

○議長（坂口久信君）

それじゃあ、5番通告者、末次君、質問を許可します。

○10番（末次利男君）

平成29年度、納めの議会の最後の質問になります。冒頭、表記の確認をさせていただきます。今回、民営という表記をしておりますけれども、決して個人的な運営ではございません。特会ほかの集落運営の水道のことを民営と、こう差別化をするために表記をしておりますので、あしからず御了承いただきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして、2項目について質問をいたします。

まず1項目め、水道事業の現状と課題について。

少子・高齢化による急激な人口減少の中で、給水人口、給水量ともに減少の一途をたどり、歯どめがかからない状況にあります。施設の老朽化は進み、設備の更新や管路の整備など、年々厳しい運営状況の中で、公衆衛生の向上や生活環境改善のため、安心・安全で清浄な水を各家庭に完全給水し、漏水、断水等施設の保全と健全運営には課題が多いと思えます。町民等しく水道水の安定供給について質問いたします。

1点目、水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設と民営は何施設あるのか。

2点目、民営施設の維持管理状況について。

3点目、民営施設の町移管について。

4点目、飲雑施設への支援の拡充について。

以上、4点について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の1点目、水道事業の現状と課題についてお答えをいたします。

まず1番目の、水道事業等の施設数についてでございますが、上水道が1施設、簡易水道が6施設、飲料水供給施設が7施設、そして民営施設が6施設でございます。

次に、2番目の民営施設の維持管理状況についてでございますが、現在、波瀬ノ浦、三里、御手水、広谷、風配、牛尾呂の6施設が民営となっております。各地区の水道組合で維持管理がなされております。

なお、施設の修繕や更新におきましては、町が補助を行っているところでございます。

次に、3番目の民営施設の町営移管についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、各水道組合で運営され、施設の更新等を実施されているところでございます。

町営移管となりますと、財源確保や関係機関との調整も必要でありますので、地元要望を踏まえ検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、4番目の飲雑施設への支援の拡充についてでございますが、現在、太良町小規模水道等施設整備事業補助金交付要綱によりまして、各水道組合へ補助を行っているところでございます。なお、支援の拡充につきましては、近隣の状況を勘案しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

ただいま答弁にもありましたとおり、特別会計上で所管する簡易水道、これ13施設ということになります。簡易水道というのは、計画給水人口が100人から5,000人までというふうになっております、これが6施設。それから、計画給水の100人以下というところが7施設ということで、今報告がっておりますが、13の施設の中で、どれだけの行政区をカバーしているのか。例えば、伊福は伊福地区と江岡ということで、恐らくいろいろ里地区には大きくカバーしている集落があるというふうに思いますので、この辺のところをどれだけの行政区をカバーしているのか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

簡易水道施設の6施設につきましては、伊福、先ほど申されたとおり、伊福と江岡です。喰場地区につきましては喰場、端月地区。蕪田につきましては蕪田、柳谷。中尾地区については中尾、大野の一部ということです。里地区につきましては里、野上、中畑、平野、青木平の部分を里のほうになっております。大浦の簡水につきましては亀ノ浦、広江、竹崎、道越、あと牟田とか津ノ浦、竹崎のほうを簡易水道で管理をいたしております。

飲料水供給施設というか7施設につきましては、大川内につきましては大川内。下中山については中山地区の下のほうの10戸ぐらいですか、をしております。山根は山根地区。大野につきましては大野。嘉瀬ノ坂も嘉瀬ノ坂だけ。板ノ坂についても板ノ坂。上今里につきましては今里の一部ということですので、以上そういった形で管理をしております。

以上です。

○10番（末次利男君）

それでは、ただいまカバーの行政区を報告していただきましたけれども、この28年度の決算ベースで申し上げますと、衛生費で簡易水道特別会計の繰入金、公債費繰り出し分が780万9,000円、建設費繰り出し分が5,053万3,200円。今回の12月の補正でも、亀ノ浦の水道管の布設ということで55万円というのが繰り出しをされておりますけれども、この補助金の対象施設はどこなのか、補助率はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（峰下 徹君）

簡易水道特別会計の決算で申し上げますと、工事については伊福地区の簡易水道工事が主な工事でありまして、一般会計から繰り入れをしていただいております。今度の補正の亀ノ浦・道越線につきましては、舗装工事がありまして、そこが漏水の常習犯というか、その線ということですので、急遽建設課と協議、上司とも協議して、その部分を先にやろうということで、その分も一般会計繰入金で補正をお願いしているところであります。

以上です。

○10番（末次利男君）

今の質問が悪かったようですけれども、どこにどう使われたかということは決算でちゃんと承認をしておりますけれども、どこの対象がこの決算ベースでの総額5,834万2,000円が、特会でいう13施設の対象なのか、そのあと6施設にここで言う民営の補助は対象にされているのか、ここをお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

濟いません、内容がわからなくて。この補助につきましては、簡易水道施設6施設の伊福の中の部分であって、民営施設の補助ではないということです。

以上です。

○10番（末次利男君）

大部分は、この建設費繰り出し分の5,000万円余りは、伊福の大型改修ということで繰り出しが出されているというふうに思いますし、恐らく次なる里地区は有水率61%台ということで、恐らくずっと老朽化が進んでいくというふうに思ひまして、これはもう毎年ながら上がってくる財源だろうというふうに推察をいたします。

そこで、今特会でいう13施設以外を、波瀬ノ浦、御手水、三里、広谷、それから牛尾呂、風配、船倉、大町、黒金、これが特会のほかの、ここで言う民営の行政区になるというふうに考えます。それで、この13施設というのは非常に経費というんですか、維持管理に相当の労力を費やして、集落あるいは組合で運営をされているという現状にあるというふうに思います。大体は、水源地の管理、給排水の管理、それから検針、料金徴収、あるいは修理、そういったものの経費がかかっておりますし、水道法の9項目の水質検査、原水検査、こういったものも佐賀県環境科学検査協会ということに委託とされていろいろ経費がかかっておるといことで、風配水道組合については年間十二、三万円が必要になってるということ聞いております。

そういった中で、当然ながら管路も老朽化しておりまして、結構漏水等も頻繁に起こっているようであります。そういった中で、今の現状では施設について、いわゆる滅菌器とかなんとかについては10分の10の補助をしているということでもありますけれども、管路、排水路の布設がえというのは2分の1の補助だと、材料費の2分の1だということをお聞きしておりますけれども、この加入、負担というのが非常に、要するに恐らくもう長年、30年の後半から40年ぐらいにできた施設だろうというふうに思いますけれども、大体老朽化しておりますし、民営というのは町営と比較して非常に工事もそのものが雑にできているというふうに思っております。私も当然そこで生活した人間ですので、十分そういう状況はわかりますので、そういう中で、この2分の1の材料費というのが非常に負担にかかっていると。

恐らく、漏水がどこに出ているのか、あるいは今寒波が来ておりますけれども、こういったところで凍結がきて破損するという、いろんな条件があつてそういったものが、それと管

理上についても、昔は山も畑も田んぼも整然と管理をされておりました。しかしながら、今もう本管沿いについてもどこが通ってるかわからない状況の中で、非常に苦心されながら管理をされております。

それで、この2分の1の負担ということではなくて、今回農業土木の中で、原材料支給制度というのは原材料を全額、それと重機借り上げまでついてるわけです。こういった制度に引き上げてもらって、まずはここを軽減していただきたいなというふうに考えておるわけです。それについては、どのように考えますか。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

その原材料支給と重機借り上げにつきましては、その分も業者を使った場合とかにつきましては2分の1、管路の改修とか、その原材料支給も原材料はやるんですけど、それに対して2分の1ということで、滅菌施設については100%の補助をいたしておりますけど、その分については今後検討していきたいとは思っております。

一応、業者がやる分と地元の自分たちでやれば安くつくということで、自分たちでやっておられるということをお聞きしておりますので、その分、今日当とかそういうのは、人件費については出しておりませんので、原材料支給についても人件費等は出しておりませんので、その分の補助を、その分も2分の1はやっておるわけですけど、今後最後の拡充のところですけど、検討していきたいという町長の答弁もありますし、検討をしていきたいと思っております。

○10番（末次利男君）

それで、今先ほどの答弁の中でも特会の13施設、これはもともとは一集落が伏流水を利用して水道施設をつくった、これがある時期に町の管理下になったと、移管したという経緯があると思います。私たちもそういう経緯を持って、今町営でお世話になっておるわけですが、その経緯の中で、条件といいますか、民営を町営に変える条件、これがどのようなものがあつたのか、恐らくこの13施設なんかもほとんどがそういうことで移管をされてるというふうに思いますので、何か条例とか規則とか要綱にそういったものがあるのかないのか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

多分、飲料水供給施設等につき、今の7施設等につきましても、多分民営化で小規模水道でやっておられたかと思っております。その分も、今の現状と一緒に人口減少とかで自分たちで賄い切れないということで、町のほうに移管がなされたと思っております。そのときの条件につきましては、町の条例に従って加入金を払ったり、加入金を別に払って配管も変えて、配管も見直して、あと水道料金も町の条例に従って払っていただくという条件で、そっ

ちのほうに移管されたと思っております。

○10番（末次利男君）

当然、そういうことで今課長の答弁の中で、条例にのっとって移管をされたのだらうというふうに言われておりますけれども、その条例はどの条文。条文も教えてください。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

条例については、料金のほうが条例に従って払っていただくということで、今6施設ありますけど、自分たちで料金も設定しておられますので、町の料金に値すれば少しずつ上がっていくんだらうと思っております。当時も、7施設飲料水供給施設になっておりますけど、その関係の方も、当時は料金が上がったと思われれます。今の民営施設については、佐賀県の小規模水道条例に従って、今保健所の立入検査等も受けておられますので、今の6施設についても水質検査等を実施をされておりますので、先ほど9項目って言われましたけど、今保健所のほうが51項目の、うちの水道と変わらないような検査を指導をしているところであります。

以上です。

○10番（末次利男君）

先ほど言われました加入金、もちろん移管する場合は、当然ながら町の条例にのっとった水道料金を支払うということが大きな前提になってくるというふうに思いますけれども、それ以外に加入金とか諸条件があったのかなかったのか、特に私の記憶では恐らくなかったと思います。しかしながら、条例等に、条例、規則、要綱あたりに加入金が必要だというふうにのっとつとれば、それはもう当然そういうとおりにしなくてはいけないというふうに思いますけれども、そこは確認ですけれども、加入金も発生しとったとですか、過去の例として。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

加入金につきましては、当然入っていると思います。今現在、5万円に消費税ですので、町水に加入された場合については5万4,000円徴収をしておりますので、当時そこはちょっと私も調べておりませんので、済いません。

○10番（末次利男君）

もうはるかな、あれから何十年後ですので、当然それはわからないと思いますけれども、個々の加入は当然それは加入金というのが必要なんです。全体が今まで、恐らくこの7施設というのはその当時の積み残し、恐らく一番私たちのところでも議論になったのは、何で今さら、今までただで飲まれる水を有料で飲まんばいかんかと、きれいな水があるのにということからで、それに乗ったところ乗らなかったところがあったんではないかというふうに思っております。

そういう中で、ぜひともその辺を最大限配慮をしながら、必要な施設についてはそういう前向きな対応をお願いをしたいというふうに考えております。

それと、今はどうか知らんですけれども、以前からずっと飲雑水ということで畜産が多く、いわゆる畜産団地あたりには飲雑水ということで特別な供給施設があったというふうに思っておりますが、これは今現状では牛尾呂と風配の水道組合がそれに該当するのではないかなというふうに感じております。ここも、恐らく今の状況で維持管理をされてる、もうほとんど変わらないような維持管理をされている。例えば、風配の水道組合施設につきましては、5つの集落にまたがって、物すごく広範囲に水道水が張りめぐらされているという現状にあります。したがって、維持管理もそれなりの苦労があつてるといふふうに思いますので、これももう少し支援をしていただかなければ、後継者がいなくてももう70代の方がやっとなき維持管理をされているという状況にありますので、この辺についても制度の見直しあたりを十分検討していただいて、町民等しくおいしい水を安心して飲めるような体制に整えていただきたいというふうに思っておりますけれども、担当課としてはどう考えますか。

○環境水道課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

先ほど議員申されたとおり、風配地区が戸数としても38戸の83人でされておりますけど、その中で維持管理としてちゃんと自分たちで毎月1,000円の使用料を取られて、プラス10トン以上使われた場合は100円ということで、風配地区についてはこういった利用組合の総会もちゃんとされて、報告もされております。管理も、先ほど議員さん申されたとおり、51項目の水質検査も保健所の立入検査もパスをされて、いい水が供給されておるといふことですので、補助の拡充については、あと考えられるのは水質検査等が大体入りますので、風配地区については今現在は使用料で採算がとれているということですので、何地区か自分たちの使用料の分が不足してちょっときついということでお話を聞いているところであります。

補助の拡充については、今後上司とも検討していきたいと思っております。

以上です。

○10番（末次利男君）

以前から、水の使用料というのは文化生活のバロメーターというふうに言われております。私たちは、町民大方の皆さんが、町の管理下にある町営水道で何の苦勞もせず蛇口をひねれば水が出るということで、しかもどういふ干ばつときでも断水することなく、しかも佐賀県一安い水道料金で安全な水を安心しておいしくいただいていると。大変ありがたいことだといふふうに思っております。

一方で、そういった民営化、民営の方々には老朽化する施設を維持管理しながら、自分たちの自助努力で水道水を維持管理をされているという状況にあります。先ほどからずっと質問にもあつておりますように、高齢化といふのはどんどん進んでいきますし、農地の布設した

ところの荒廃化というのも進んでまいります。そういった中で、残った施設の温度差はそれぞれにあるというふうに思っております。しかしながら、もし町に移管してくれという願いが、要望が上がった場合の対応について、どういうふうに考えるか、町長にお尋ねしたいというふうに思いますが。

○町長（岩島正昭君）

この民営施設というのは、恐らく飲雑水等々も私の記憶では昭和40年代ごろに県の農林水産の補助事業等々でやって、これはもうほとんどは山間部で伏流水を引いて、家畜あるいは人間等々に供給をするというふうな事業でございまして、議員先ほど御承知のとおり、もう40年代から、あれから何十年って経過して、その当時は若い後継者もいっぱいおった時代です。今はもうこの民営施設、ほとんど山間部ですから人口等々もどンドンどンドン減って、恐らく配管延長等々から人間を割り振ればもう相当な自助努力というても限界に来てるんじゃないかなというふうに思ってる一方、これは町営に移管すれば、またプラスアルファで水道料金とか云々等でまた加算金がふえるという場合もありますから。

できるだけ地元の要望を聞いて、町民が安心して飲まれるようないろんな対策を、こういうふうなことをやってくださいという要望等々をまずお聞きして、この分については町が持ちましょう、この分については維持管理は自分たちでやってくださいというふうな、そこら付近のすみ分けで話し合いをやって、安心して生活できるような対策を講じたいなというふうに思っておりますから、新年度等々について、では早速この民営施設等々については、まずは私が思ってるのは牛尾呂、風配、広谷、ここら付近の皆さんたちが本当に大変だなというふうに思っておりますから、要望等々を聞きながら前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

今、町長の答弁の中で、力強い答弁をいただきました。人口はどンドン減少するし、高齢化は進む。じゃあ、仮に1人でも水は切っていいのかということになれば、それはそういうわけにはいかないし、非常に町としても大変なことだというふうには感じておりますけれども、どうしても最終的には災害時にも言われるように、お金じゃなくてまず水ですよということをよく言われます。そういった意味から、将来的に安心して飲めるような施設になることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

質問の2項目め、農業振興と有害鳥獣対策について。

平成13年4月から制度が開始されました中山間地等直接支払交付金事業は中山間地等における耕作放棄の発生防止に対しての交付金事業であります。農業生産活動を継続的に行う農業者に対して交付し、集落の維持が図られているというふうに思いますが、高齢化や担い手不足ということで、鳥獣被害による加入面積、加入集落が減少している現状と課題に

ついてをお尋ねいたします。

1 点目、制度開始から交付金状況の推移と実態について。

2 点目、有害鳥獣の被害の実態と対策について。

3 点目、資源活用と処理、処分への対応について。

以上、3 点について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の2 点目、農業振興と有害鳥獣対策についてお答えをいたします。

まず1 番目の、制度開始からの交付状況の推移と実態についてでございますが、推移につきましては平成14年の協定集落数35集落、交付金額1 億995万円をピークに、平成28年では協定集落21集落、交付金額3,914万5,000円と大きく減少いたしておるところでございます。

実態につきましては、高齢化や担い手の減少による労働力の不足や鳥獣被害に伴う生産意欲の衰退など、さまざまな問題が考えられますが、将来的な集落の活力低下に危機感を感じているところでございます。

次に、2 番目の有害鳥獣の被害の実態と対策の拡充についてであります。これまで、いろいろな対策を実施してまいりましたが、余り効果が上がっていないようでございます。最近では、既存の電気牧柵、ワイヤーメッシュ等の施設の管理不足によってイノシシ等が侵入するなど新たな問題も発生をいたしております。

捕獲に関しましては、猟友会の協力によって捕獲頭数は毎年ふえていますが、その効果が実感できないところに不安を感じておりますし、イノシシによる人的被害も懸念しているところでございます。

対策の拡充といたしましては、これまで補助事業等々で整備された施設の管理の徹底と、今以上の捕獲体制の拡充を図るため、地域への働きかけによる狩猟免許取得者の増員と取得に係る費用の支援など、総合的な取り組みが重要であるというふうに思っております。

次に、3 番目の資源活用と処理への対応についてでございますが、資源の活用に当たりましては、衛生面で適正な処理を行う必要があることから、今後の課題ではないかというふうに考えております。

また、一般的な埋却処分につきましては、猟友会の高齢化が進む中で、負担の軽減に向けた処分のあり方についても検討していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

これも28年の決算ベースで、今町長の答弁もありましたように、中山間地等直接支払交付金の実績ということで、21集落376ヘクタールというふうになっております。平成13年からすれば、あれから26年たちますけれども、3割台に落ち込んでいるという現状であります。その要因は、いろいろさまざま今答弁の中でありましたけれども、この事業区間ごとに

10割要件が大変厳しくなったということも大きく加入面積に関係しているのではないかと
うふうに思います。

荒廃地面積の推移と直接支払交付金の減少が、荒廃地の発生との相関関係といますか、
そういったものはどう担当課として受けとめておられるか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

荒廃地面積の推移と交付金の関係ということでございますけれども、これにつきましては
荒廃地がふえれば当然維持する農地が少なくなるというようなことから、おのずと減少して
くるというような関係があるというようなことで理解しておるところでございます。

○10番（末次利男君）

次に、有害鳥獣被害の実態と対策の拡充ということで、29年産の水田の被害の状況をお尋
ねしますけれども、農業共済組合で受け付けられた被害面積と支払われた共済金額はどれく
らいか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えをいたします。

29年度に共済組合のほうからの情報といたしまして、申込件数といたしまして60筆、面積
で5.2ヘクタールございました。しかしながら、現地調査等を行った結果、3割以上の被害
があったときに該当するというようなことで、実質51筆、面積に直しまして4.3ヘクタール、
共済金といたしまして105万円が支払われているというような状況でございます。

以上です。

○10番（末次利男君）

今、農林課長が言われたように、1筆単位で被害を算出されますので、3割以上というこ
とになりますと、私の場合4.1反のところがあります。1反が皆無になっても被害金額にか
からん、カウントされんということです。こういうふうになっておりますので、この今
105万円の支払いをされたということは、本当の氷山の一角だと。点々とした被害は被害に
かからないということで、まず申込件数から外れるということになりますので、非常に金額
的には当てにならない数字であるというふうに思います。

現在、対策としていろいろ町としても努力をしていただいております。囲いと捕獲、これ
は現在囲い面積と捕獲頭数、囲いは電牧とメッシュがありますので、それがわかれば教えて
いただきたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

今の御質問は、年とか期間とかそういうものは。（「現状、今の実績、トータルで」と呼
ぶ者あり）

今までのということ。（「今までのトータル。トータルでどんくらい囲いをされて、そ

の頭数はもういいです」と呼ぶ者あり)

お答えいたします。

いろいろ対策については、国庫事業、また町単独事業というようなことで分かれておる関係で、私のほうで把握してる分を御報告させていただきたいと思えます。

まず、ワイヤーメッシュに関しましては、23年から28年までの実績ということで、事業量が7万8,790メートル、それと事業料が4,598万4,000円というようなことになっております。また、電柵のほうに関しましては、事業量7,560メートル、金額、事業料といたしまして99万5,000円というようなことになっております。合わせまして、事業費4,698万円というようなことになっております。

また、町単に関して申し上げますと、平成24年から28年までの事業量といたしまして、ワイヤーメッシュ1万5,295メートル、事業費としまして1,442万8,000円。電柵5万3,170メートル、事業費1,090万6,000円。合わせまして、2,533万5,001円となっておりますけれども、この2分の1補助ということでございまして、その半額の1,168万円というような状況になっておるところでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

それでは、今発表されていただきましたような対策を、最大限の対策を講じてもなかなかイノシシの被害というのは少なくなるならないというのが現状であります。このままでは、山間地、中間地、平地、これを問わず、恐らく今イノシシも線路を渡ったという話を聞いております。大浦地区には、日ノ・山にも出没しているということも聞いております。

そういう中で、今後このままの状態ですえていけば、田畑はもちろん囲わなければいけませんけれども、今度住宅地も囲わなければならない状況になってくるのではないかなというのが非常に危惧するところでございます。昔は、1頭に一、二頭の子供を連れていたということがよく言われますけれども、今は7頭、8頭とかの子連れを確認されております。

そういった中で、これはもう平地でも出没すれば、恐らく農地の被害どころではないというふうなところも将来的には考えなければいけないと。これを何とか、太良町を有害鳥獣の樂園にはしてはいけないということで、思い切った施策をしないとなかなか安心して住めない町になるのではないかなというふうなことを感じております。

そういった中で、このメッシュと電柵が併用されておりますし、改めて先の見えないトタンが有効ではないのか、あるいはさまざまなおいをしたらどうなのかということではいろんな工夫をされておりますけれども、1年ぐらいは有効になりますけれども、なかなかこれは効果がまた戻ってくるということになっておりますので、ここは、今のところは先ほど言われたように、メッシュか囲いか、メッシュか電柵かということですが、これをダブルにしてはどうなのかということも山間地では言われております。それと、先の見えないよう

にトタンでもどうかということで、さまざまな研究をされておりますけれども。

それから、田と畑が対応ですけれども、これは特用林産であるタケノコも、もう全くイノシシが掘ってしまうということも言われております。また、シイタケについても、シイタケは食わんようですけれども、ほだ木を荒らすということも言われておりますし、直売所に細々と出している葉物です、ブロッコリーとかキャベツとか、そういったものは鳥が葉っぱを食べてしまうということで、周囲を囲って、上まで囲わんと完全には収穫ができないと。そして、水田にしてみても、山間地域というのはこれがなくても3倍生産費がかかっているんです。そして、7割の収穫。10アール当たり10万円して、15万円の生産費がかかっているんです。

それに、またかたてに加えて、対策費ということになれば、もうそれが連鎖して荒廃につながっていくということになっておりますし、そうなれば恐らく集落のコミュニティーまで壊れていくということに将来的にはなるというふうに考えますので、あらゆる対策をしていかなければ、イノシシに根負けしてはどうもならないわけです。

それで、今後その対策の拡充というのはどのように考えておられますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えをいたします。

先ほど、議員さんおっしゃられましたように、侵入防止策でワイヤーメッシュ、電柵ございます。それを、合わせてこうしたらどうかというような話もあったかと思えます。これにつきましては、今普及所等々がその実証実験を行ってどのような効果があるかというようなことをしておるところでございますし、そういう結果を踏まえて、今後対策のほうに生かしていかなければいけないのかなというようなことでは思っております。

しかしながら、現在既存の施設、先ほど町長の答弁にもありましたように、管理不足、メンテナンス不足というようなことで、ワイヤーメッシュの下から侵入するというような事例も多く発生しておりますので、そこについては重々管理者の責任を持って管理していただくというのが大事になってくるのかなというようなことでは思っております。

また、捕獲という観点から申しますと、数を減らすというのはとるしかないというようなことになってくるかと思えます。そういう中で、捕獲者の確保というのが喫緊の課題になってこようかとは思っております。現在、37名の狩猟免許取得者がおられますけれども、大浦のほうで極端に少ないというような状況もございます。そういうことから、まずもって捕獲者をふやす、捕獲従事者をふやすということを念頭に置いて、今後いろんな手立をしていかなければいけないというようなことでは思っております。

まずもって、自分の農地は自分たちで守る、地区でもそれを合い言葉に、誰か1人でも従事者が育つような形でしていただければなというようなことでは思っております。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

参考までですけれども、実はうちの集落も、今議員御案内のとおり被害がありまして、いろいろ工夫をやっておりました。それで、1人の人がコンクリしたところですが、そういった道路でコンクリしたところとか、水路とかのコンクリしたところではできるものなら移動すれば、多分コンクリしとれば下からはくぐらばいというお話がありまして、何か所か移動したところもございます。そしたら、やはりそこにはどうしても入ってこないという状況もありましたので、これは参考までですけれども、そういった対策もやっておるということで御案内させていただきます。

以上です。

○10番（末次利男君）

専門家のお話では、イノシシの特徴として非常に学習能力が高いとよく言われます。したがって、やみくもな捕獲行動はイノシシに逆に学習させると。要するに、素人がやみくもにやっても効果はないという話だろうというふうに思います。

それで、走るのも時速40キロで走るそうです。それで、あの鼻の力は70キロの石を動かすというふうに言われます。それと、今全国的な有害鳥獣の問題が出ておりますけれども、どうしても有害鳥獣の楽園というのは市街地が危険が少ないということも学習しているそうです。それと、餌が豊富だということも学習しているそうです。

そういった中で、先ほど答弁でもありましたように、捕獲者をふやすという話。それから、副町長も言われたように、メッシュの継ぎ目が弱いんです。そこを必ずこじあけて入りますので、そこを固定するというのも大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。

ちょうど12月1日に上峰町の報道が上がっておりました。要するに、捕獲者、猟友される方をふやしていくということの活字でありましたけれども、これが結構お金がかかるそうです。狩猟免許取得料、県への狩猟免許登録料、保険料等の初期費用で、わなで大体4万円ぐらい、猟銃で12万円ぐらいかかるそうです。それを上峰町は猟銃免許取得、更新、猟銃所持資格の取得費用、猟友会費等の全額を補助したらどうかと。それと、猟銃や空気銃の保管庫など購入費用の一部まで助成を検討しているということで、何とか捕獲する人をふやして、ふやさなければならないということで対策を講じられております。

これは、太良町が多いわけではないわけですので、これはもう恐らく先ほども言いましたように、根気比べ、知恵比べなんです。それで、根気負けすれば鳥獣に対しての楽園になってしまうというふうに思いますので、これでもかというようなしっかりした対応をしていかないと大変なことになっていくというふうに考えます。

それで、先ほども言われたように、よく福祉用語で以前から使われておりました自助、共助、公助、ここを誰に責任を押しつけるという意味ではなくて、自助ができる範囲で努力を

する。やっぱり地域で、共助でできるものはやると。そして、公助でその全体を包み込んでいくという、恐らく3段階の対策をしっかりとやっていかなければ、この問題は解決しないというふうに考えておりますので、ぜひともその対策をお願いをしたいというふうに思います。

それともう一点、今もうまさに農林課の農政係だけで問題を解決する状況ではないわけです。農政と林政と環境行政、最低でもこれぐらいのプロジェクトチームをつくって、本当に将来的にどうするのかということを実際に考えていかなければ、この問題は恐らく解決しないだろうというふうに考えます。

この点について、これから検討をぜひお願いをしたいというふうに思いますけれども、どのような感想でしょうか。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりで、本当に全国的に猿とか鹿とかイノシシ等々で、市街地に入って日本全国いろんな話題がありますけど、いろいろ説明をいたしておりますけども、今までは農作物の保護対策オンリーでいろんな予算化もやっておりますけど、これはもうその時期は、まず捕獲せんことにはイノシシは減らんということで、例えば太良だけいろんな形でそういうふうな補助対策で捕獲の免許云々とやっても、隣の集落、鹿島市さん、嬉野さん、これも同時にやらんことにはできないということで、幸いにして有害鳥獣の広域等々協議会を立ち上げておりますから、そこら辺で今議員おっしゃるとおりに、捕獲者の免許保持者等々も3町で話し合っ、その協議会の中で補助しましょうというふうな形へ持っていきたいなど。幸いにして、今月等々にそういうふうな広域の会議がございますから、その中でも提案してみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

これは先ほどからも質問をいたしておりますけれども、中山間のみならず平地も含めて、この状況というのはどんどんエスカレートをしているというふうに思っております。特に、中山間につきましては、普通でも、先ほども申し上げましたように収益性の低い条件の中で、まさに収支を伴わない事業を農家は営んでおられるわけです。そういった状況の中で、なお対策費の負担ということで荒廃化が進んでいるということもあります。

まさに、今の中山間地域にはあしたが見えない状況にあるというふうに思いますし、このままでは明るい未来というのは、なお見えないわけなんです。そういったことで、どんどん過疎化が進んでいるというふうに考えております。恐らく、5年後、10年後、20年後、太良町にどのような未来が待っているのかではなくて、どのような未来をつくっていくのか、これがこの議場の私たちに課せられた大きな課題であるというふうに考えております。どうか、この今回の質問の2点につきましては、過疎対策費、過疎債の有効活用をして、本当に最大

限の配慮を願っております。

そういうことで、先ほどもずっと申しております。知恵比べ、根気比べなんです。イノシシに軍配を上げてはいけないわけなんです。そういったことで、強い気持ちを持って事に当たっていただきたいということで、最後の町長の所見をいただいて、質問を最後といたします。

○町長（岩島正昭君）

るる御指摘がございましたが、本当に太良町の産業形態で申し上げますと、1次産業が7割を占める我が町で、農作物がこういうふうな状況で荒らされて、農家の人たちはあすへの意欲もないというふうな状況ですから、総合的にいろんな補助対策をやって、まずはこのイノシシの被害をまずストップさせるというふうなことで、これはもう2市1町で一斉に捕獲日を決めたり、いろんな形で捕獲頭数を減らすというようなことで、あるいは今おっしゃるとおりに、過疎債等も利用して、予算等々を組んでもいいですから、総合的にまた対策を練っていききたいなというふうに思っております。

まずは、1次産業があすへの意欲ができるような、イノシシに、諸動物にも荒らされないような政策をやっていききたいなというふうに思っております。

以上です。（「質問終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

これで5番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午前11時51分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩